

奈良県農業研究開発センター研究評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する 条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号） 第二条の規定に基づき、奈良県農業研究開発センター研究評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(任期)

第三条 前条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる者である委員の任期は二年とし、再任 を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選に よってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、審査をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、奈良県農業研究開発センターにおいて処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月三十一日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の奈良県農業総合センター研究第三者評価会議規則(以下「旧規則」という。)第二条第二項の規定により委嘱された奈良県農業総合センター研究第三者評価会議の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の奈良県農業研究開発センター研究評価委員会規則(以下「新規則」という。)第二条第二

項の規定により奈良県農業研究開発センター研究評価委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第三条の規定にかかわらず、同日における旧規則附則第二項の規定による委員としての任期と同一の任期とする。